

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2 ～ 7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9 ～ 1 6
当該年度の活動計画書及び収支予算	1 7 ～ 1 9
特定事業の概要	2 0
特定事業実施報告書及び収支決算書	2 1 ～ 2 3

(参考資料) 茅ヶ崎地区スポーツフェスティバル

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎駅があることから茅ヶ崎市の玄関口として位置付けられている状況にあり、特に、まちづくりに関しては、道路、街並み、自転車、ゴミ、景観、バリアフリー等の環境整備など多くの課題を抱えている状況にあります。

また、民家・商店街が密集している地区であり、地震・火災などの災害のダメージが大きい地区であることから、広域防災対策が必要となっております。また、防犯・火災・交通等に対する安全・安心なまちづくりが要望されています。

茅ヶ崎地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。

また、従来自治会が担ってきた地域における調整機能をさらに高め、地域横断的な取組みを進めることが必要になることから、地域と市が連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、地域住民と市が協働して取り組む新たな地域コミュニティ「(仮称)茅ヶ崎地区まちぢから協議会」を組織していくこととなりました。

認 定 基 準 (地域コミュニティの認定等に関する条例第2条)		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 6 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第1条に市が定める区域内（茅ヶ崎地区）を協議会の活動区域とする規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図1」と規約第1条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「茅ヶ崎地区に所在地を有する自治会長」が委員である規定あり。	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり19自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（4）規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ ・茅ヶ崎地区社会福祉協議会 ・茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会 ・包括支援センター・福祉相談室 ゆず ・ボランティアセンターちがさき ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ ・梅田地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ ・梅田学区青少年育成推進協議会 ・梅田学区子ども会連合会	・申請時と同様で変更無し
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に「規約第5条（2）～（4）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（12）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第5条（12）に公募により認められた者を委員とする規定あり。 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり	・申請時と同様で変更無し 規約第21条（2）に部会の設置に関する規定あり。 規約第22条に部会の構成に関する規定あり。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に事務所の所在地、第9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。	規約第4条に営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れる。	・申請時と同様で変更無し
	申請書類から、前項の事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称、組織及び活動区域
- 第2条 所在地
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 顧問
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任期
- 第9条 役員の職務
- 第10条 会議
- 第11条 総会の構成
- 第12条 総会の種別
- 第13条 総会の招集
- 第14条 総会の議決事項
- 第15条 総会の議事録
- 第16条 役員会の構成
- 第17条 役員会の招集
- 第18条 役員会の議決事項
- 第19条 運営委員会の構成
- 第20条 運営委員会の招集
- 第21条 運営委員会の議決事項
- 第22条 部会の構成
- 第23条 事務局
- 第24条 事務局の所掌事務
- 第25条 事業及び会計年度
- 第26条 経費
- 第27条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第28条 必要事項

(名称、組織及び活動区域)

第1条 この会は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会（以下「協議会」と称し、市長が告示する区域内（以下「茅ヶ崎地区」）の市民及び区域内で活動する各種団体で組織する。

2 協議会の主として活動する区域は茅ヶ崎地区とする。

3 協議会の設立年月日は平成28年3月6日とする。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市元町10番33号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 茅ヶ崎地区住民の福祉に寄与する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (5) 環境に関する事業
- (6) 防災に関する事業
- (7) 交通安全及び防犯に関する事業
- (8) 茅ヶ崎地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関する事
- (9) 他地区との情報交換に関する事
- (10) その他茅ヶ崎地区の発展に寄与する事業

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は40名以内とする。

- (1) 茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長
- (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
- (3) 健康・スポーツに関する地域団体の代表
- (4) 青少年育成等に関する地域団体の代表
- (5) 安全・防犯に関する地域団体の代表
- (6) 防災に関する地域団体の代表
- (7) 生活環境に関する団体の代表
- (8) 地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
- (9) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表

(10) 地域振興分野に関する団体の代表

(11) 協議会が推薦する者

(12) 公募により認められた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問には、茅ヶ崎地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。

3 顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 2名

(5) 監事 2名

2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。(あらかじめ定められた順位による。)

(3) 事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。

(4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。

(5) 監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、部会及び運営委員会とする。

2 会議(部会を除く)は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことがで

きない。ただし委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 役員の選任及び解任に関すること
- (4) 規約の制定及び改正に関すること
- (5) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印

をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、協議会の会長とする。

3 役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項

(2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項

(3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、会長とする。

3 運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会及び役員会に付議すべき事項

(2) 部会等の設置及び廃止に関する事項

(3) 各部会が協議した事業に関する事項

(4) 本会の委員の入会又は退会の承認に関する事

(5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項

(6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

(8) その他、提案された事項

(部会の構成)

第22条 部会は、委員及び部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 その他の事項については部会ごとに別途定める。

(事務局)

第23条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長を置く。

3 事務局には事務局員を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第24条 事務局は、次の事務を処理する。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ
- (8) 協議会活動に関する広報活動
- (9) その他必要な事項

(事業及び会計年度)

第25条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第26条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第27条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第28条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成28年3月6日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成30年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月15日から施行する。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会委員 令和6年度名簿

分 野	NO	団 体 名	氏 名	協議会役職
茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長	1	本町第一自治会	岸 斉一	監 事
	2	本町第二自治会	伊藤 久重★	
	3	本町第四自治会	城田 禎行	事務局長★
	4	茅ヶ崎グリーンハイツ自治会	若林 誠	
	5	パークタウン茅ヶ崎自治会	伊藤 雅寛★	
	6	パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会	奥原 暉男★	
	7	元町第一自治会	江崎 哲夫★	
	8	元町第二自治会	上野 國光	
	9	新栄町第一自治会	岡崎 芳彦	
	10	新栄町第二自治会	長谷川 正雄	
	11	十間坂自治会	本間 廣市★	
	12	矢畑南自治会	永元 俊春	
	13	ニューライフ自治会	芝田 彩子★	
	14	茅ヶ崎グランドハイツ自治会	斎藤 守★	
	15	藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会	井関 茂明★	
	16	藤和ハイウェイ湘南茅ヶ崎自治会	篠原 俊博★	
	17	パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会	越川 善雄	会長★
	18	レクセルマンション茅ヶ崎自治会	吉田 秀俊★	
	19	ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会	篠山 保敏★	
地域福祉全般に関する 地域団体の代表	20	茅ヶ崎地区社会福祉協議会	川戸 茂	
	21	茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会	井上 明	会 計
	22	地域包括支援センター・ゆず	石田 篤史	
	23	ボランティアセンターちがさき	鈴木 志津江★	
健康・スポーツに関する 地域団体の代表	24	梅田地区体育振興会	森 章雄★	副会長★
青少年育成等に関する 地域団体の代表	25	梅田学区青少年育成推進協議会	渡邊 秀美★	会 計★
	26	梅田学区子ども会連合会	鎌田 麻美★	
地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表	27	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会	安彦 光雄	
	28	茅ヶ崎老人クラブ連合会茅ヶ崎地区	坂巻 隆	
	29	十間坂婦人会	伊藤 眞知子	監 事
地域振興分野に関する 団体の代表	30	博進会	未定	
公募により認められた団体	31	公募委員	田村 政実★	
	32	公募委員	福井 克典★	
	33	公募委員	吉本 祐介★	
規約に定める部会長	34	防災部会	城田 禎行★	
	35	広報部会	未定	
規約に定める推薦委員	36	事務局員	祖一 光男	

令和6年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会事業実施報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和6年 4月11日（木）	4月役員会	(1) 総会資料・次第（案） (2) 運営委員会次第 (3) 5月の地区一斉美化清掃について (4) 地区まちぢから協議会推薦委員について (5) 自治会長連絡会について
4月15日（土）	定期総会	(1) 第1号議案 令和5年度事業実施報告 (2) 第2号議案 令和5年度収支決算報告、 及び会計監査報告 (3) 第3号議案 令和6年度事業計画（案） (4) 第4号議案 令和6年度収支予算（案） (5) 第5号議案 令和6・7年度役員の選任 ＊ いずれの議案も、特に異議はなく承認された。
4月15日（土）	4月運営委員会	(1) 委員自己紹介 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会委員推薦について (4) 5月の地区一斉美化清掃について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
5月9日（木）	5月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 総会議事録確認 (3) 運営委員会議事次第 (4) 5月の地区一斉美化清掃について (5) 委員名簿等について (6) 施設見学研修について (7) コミュニティセンター指定管理者移行について (8) 認定コミュニティ特別事業について (9) 自治会長連絡会について
5月18日（土）	5月運営委員会	(1) 5月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 5月の地区一斉美化清掃について (4) 広報部会委員推薦について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
6月13日（木）	6月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市連絡会情報交換会について (4) 施設見学研修について

		(5) 認定コミュニティ助成事業について (5) 市民集会について (6) 委員名簿等について (7) 自治会長連絡会について
6月22日（土）	6月運営委員会	(1) 6月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会報告 (4) 施設見学研修について (5) 認定コミュニティ助成事業について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
7月11日（木）	7月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 市民集会について (4) 防災部会報告 (5) 広報部会報告 (6) 自治会長連絡会について
7月20日（土）	7月運営委員会	(1) 7月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会報告 (4) 市民集会について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
8月1日（木）	8月役員会	(1) 運営委員会議事次第 (2) 地区防災訓練について (3) 市民集会について (4) 委員座席・名簿記載順番変更について (5) 11月地区一斉美化清掃について (6) 自治会長連絡会について
8月17日（土）	8月運営委員会	(1) 委員座席・名簿記載順番変更について (2) 地区防災訓練について (3) 市民集会について (4) 11月地区一斉美化清掃集合場所について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
9月12日（木）	9月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 地区防災訓練について (4) 市議会議員との意見交換会について (5) 11/9区一斉美化清掃について (6) 11/25地区視察研修について (7) プロジェクター購入について (8) 梅中吹奏楽部への募金について (9) 市民集会報告のHP掲載について

		(10) スポーツフェスティバルについて (11) 自治会長連絡会について
9月21日(土)	9月運営委員会	(1) 9月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 11/9 区一斉美化清掃について (4) 備品購入について (5) スポーツフェスティバルについて * 終了後自治会長連絡会開催
10月12日(木)	10月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 運営委員会議事次第 (3) 10/26 地区防災訓練について (4) 11/9 地区一斉美化清掃について (5) 11/25 施設見学研修について (6) 12/21 運営委員・市議会議員との懇談について (7) プロジェクター購入について (8) 会計中間報告について (9) スポーツフェスティバルについて (10) 自治会長連絡会について
10月19日(土)	10月運営委員会	(1) 10月市連絡会報告 (2) 地区防災訓練について (3) 11/9 地区一斉美化清掃について (4) 12/21 運営委員・市議会議員との懇談について (5) プロジェクター購入について (6) 11/25 施設見学研修について * 終了後自治会長連絡会開催
11月9日(木)	11月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 11/9 地区一斉美化清掃について (3) 防災部会報告 (4) 12/21 運営委員・市議会議員との懇談について (5) 市民集会書面回答について (6) プロジェクター購入について (7) 11/25 施設見学研修について (8) チームオレンジ活動報告について (9) 運営委員会議事次第 (10) 自治会長連絡会について
11月24日(土)	11月運営委員会	(1) 11月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 11/9 地区一斉美化清掃報告について (4) 市民集会書面回答について (5) 12/21 運営委員・市議会議員との懇談について (6) プロジェクター購入について

		(7) 11/25 施設見学研修について (8) 12/21 忘年会開催について * 終了後自治会長連絡会開催
12月12日(木)	12月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 11/9 地区一斉美化清掃報告について (3) 12/21 運営委員・市議会議員との懇談について (4) 令和7年度年間スケジュールについて (5) 運営委員会議事次第 (6) 自治会長連絡会について
12月21日(土)	12月運営委員会	(1) 12月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 11/9 地区一斉美化清掃報告 (4) 12/21 市議会議員との懇談及び忘年会について * 終了後「市議会議員との懇談会及び忘年会」開催
令和7年 1月16日(木)	1月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会について (4) 地域福祉を考える地区懇談会について (5) 民生委員児童委員一斉改選について (6) チームオレンジ活動報告について (7) 令和7年度の活動の基本的考え方 (8) 令和7年度年間スケジュールについて (9) 運営委員会議事次第 (10) 自治会長連絡会について
1月18日(土)	1月運営委員会	(1) 民生委員児童委員一斉改選について(地域福祉課) (2) 1月市連絡会報告 (3) 防災部会報告 (4) 3/8 住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会について (5) 令和7年度の活動の基本的考え方・スケジュール (6) チームオレンジ活動報告(包括支援センターゆず) * 終了後自治会長連絡会開催
2月13日(木)	2月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会について (4) 梅小4年生作成「梅田 MAP」掲示依頼について (5) 5月の地区一斉美化清掃について (6) 総会資料作成について (7) 令和7年度運営委員、防災部会委員について (8) 運営委員会議事次第 (9) 自治会長連絡会について

2月15日（土）	2月運営委員会	(1) 2月市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 梅小4年生作成「梅田 MAP」掲示依頼について (4) 5月の地区一斉美化清掃について (5) 令和7年度事業計画（案）について (6) 令和7年度運営委員、防災部会委員について (7) 防犯指導員推薦について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
3月10日（木）	3月役員会	(1) 市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会について (4) コミセン指定管理移行について (5) 総会資料（案）について (6) 総会次第（案）について (7) 総会進行について (8) 運営委員会議事次第 (9) 自治会長連絡会について
3月15日（土）	3月運営委員会	(1) 市連絡会報告 (2) 防災部会報告 (3) 広報部会について (4) コミセン指定管理について (5) 総会資料について (6) 5月地区一斉美化清掃について ＊ 終了後自治会長連絡会開催

＊ 例月の運営委員会においては、掲載の議題の他に協議会を構成する各団体・茅ヶ崎地区コミセンからの連絡・周知がされた。

（2）防災部会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和6年 4月3日（水）	第1回防災部会	・正副部会長の選出について ・令和6年度事業計画について
5月8日（水）	第2回防災部会	・各自主防災組織の活動について ・地区防災訓練について
6月5日（水）	第3回防災部会	・地区防災訓練について
7月3日（水）	第4回防災部会	・地区防災リーダー研修について ・地区防災訓練について
8月7日（水）	第5回防災部会	・地区防災訓練について ・地区防災リーダー研修について
9月4日（水）	第6回防災部会	・地区防災訓練について ・地区防災リーダー研修について
10月2日（水）	第7回防災部会	・地区防災訓練について ・神奈川県総合防災センター研修会について

11月6日（水）	第8回防災部会	・地区防災訓練の振り返りについて ・今後の活動について
12月4日（水）	第9回防災部会	・災害対応パンフレットについて ・図上訓練について
令和7年 2月5日（水）	第10回防災部会	・図上訓練「クロスロード」の実施 ・防災マニュアルについて
3月5日（水）	第11回防災部会	・本年度の振り返りについて ・来年度の活動について

（3）広報部会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和6年 6月8日（土）	第1回広報部会	・広報部会について ・今年度の活動について
7月6日（土）	第2回広報部会	・広報活動の目的及び目指すゴールについて ・今後の活動について

2 事業の実施

実施事業	実施日	事業の内容
地区一斉清掃	5月11日（土） 11月18日（土）	・5月：21箇所の集積場所にて 可燃：380袋、不燃：32袋を回収 ・11月：中学校生徒の参加1名 20箇所の集積場所にて 可燃：248袋、不燃：32袋を回収
市民集会	9月7日（土）	テーマ「道路及び北茅ヶ崎駅周辺問題について」 「茅ヶ崎市の防災ビジョンについて」 （茅ヶ崎地区コミセン） 参加者 市民36名、市職員11名 計47名
スポーツフェスティバル 実行委員会	9月8日（日）	スポーツフェスティバル概要について （茅ヶ崎コミセン） 参加者50名
スポーツフェスティバル 説明会	10月6日（日）	10月20日の認定コミュニティ特別事業 「スポーツフェスティバル」の説明会 （茅ヶ崎コミセン） 参加者45名
スポーツフェスティバル	10月20日（日）	午前：各種スポーツ体験 午後：地区対抗競技 （梅田小学校校庭） 参加者約350名
地区防災リーダー研修	9月28日（土）	地区防災訓練の防災講話について 地区防災訓練役割分担について 参加者47名
地区防災訓練	10月14日（土）	防災講話・防災体験（起震車、煙体験、給水体験） ・関東大震災、能登半島地震パネル展示・ 家庭での備蓄品展 （梅田小学校体育館） 参加者268名

視察研修	11月25日（木）	・東京都「日本科学未来館」 参加者 13 名
市議会議員との 意見交換会	12月21日（土）	地区関連の議員 3 名と、まちづから協議会運営委員との意見交換会 （茅ヶ崎コミセン） 参加者 29 名
地域福祉を考える 地区懇談会	3月8日（土）	「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会 パート 14」 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の説明・意見交換（地区社協主管事業） （茅ヶ崎コミセン） 参加者 36 名

（１）市民集会

概 要：意見交換をしながら地域の考えを市に伝えていき、行政として今後具体的な計画を進める中で何かヒントとなってくれればと思い開催した。当日は「道路及び北茅ヶ崎駅周辺問題について」、「茅ヶ崎市の防災ビジョンについて」の2つをテーマに活発な意見交換を行うことができた。

実施日：9月7日（土）

参加者：61名

（２）市議会議員との意見交換会

概 要：茅ヶ崎市（特に茅ヶ崎地区）の現状と課題について、議員目線から話してもらい、より良い方向性に向け、運営委員と意見交換を行う場。議員がどういった思いで活動しているかを知る良い機会となっている。

実施日：12月21日（土）

参加者：30名程度

（３）スポーツフェスティバル

概 要：例年、梅田学区を対象とした「梅田地区体育祭」を、体育振興会が単独で実施していたが、担い手不足等から実施が困難となったため、対象を茅ヶ崎地区全体に広げ、まちづから協議会主催として初めて実施した事業。今まで携わったことのない人が多数いたため、運営スタッフ同士で積極的に連絡を取り合い、新しいつながりが生まれるとともに、当日は子供たちの楽しむ姿もみられ、多世代が楽しめる地域イベントとなった。

実施日：10月20日（日）

参加者：350人程度

茅ヶ崎地区まちぢから協議会 令和6年度収支決算書
(認定コミュニティ助成金運営等助成金分)
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収 入

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 容
補助金	250,000	250,000	市からの運営補助金 (認定コミュニティ助成金運営等助成金)
まちぢから協議会負担金	25,000	7,464	自治会分担金
計	275,000	257,464	

支 出

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	内 容
①広報誌	45,000	0	
②会費	50,000	0	
③視察研修費、研修会費	100,000	143,000	視察研修(バス代)
④市民集会費	30,000	0	
⑤消耗備品費	20,000	39,352	インク代、印刷代
⑥事務費・会議費	30,000	75,112	プロジェクター、スクリーン、備品
計	275,000	257,464	

1 事業計画方針

規約第3条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会及び事業を実施する。

(1) 課題把握

市民集会に限らず、各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、分野毎に課題を整理するとともに、課題解決までの方法等について検討を行う。

(2) 課題解決

把握した課題を運営委員会で協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。協議会の活動により課題解決へ取り組む場合には、部会等の課題解決に適した組織を設置する。行政への要望が必要な案件については市民集会等を通じて要望、または適宜要望を伝える。

(3) 広報活動

茅ヶ崎地区まちぢから協議会及び運営委員会構成団体の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。

広報紙の発行は年間2～3回を予定している。

(4) 防災に関する活動

防災部会

地区防災訓練の企画運営、及び防災リーダーに対するフォローアップ研修・懇談会（情報交換）等を通じて地域の防災力の向上を図る。

(5) 運営委員会メンバーの交流促進

勉強会（視察研修等）、親睦会（新年会等）、各種団体行事の活用。

(6) 地域共同活動の促進

認定コミュニティ事業助成金を活用した事業の検討。

(7) まちの力の醸成

既存の自治会及び各種団体の枠にとらわれない活動の検討。

2 運営委員会・役員会の予定

会議名	期 日	場 所
運営委員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
役員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター

＊ なお、運営委員会、役員会ともに、会議を構成する委員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

3 事業等の計画

事業名	日 程	場 所
地区一斉清掃	5月10日（土） 11月 8日（土）	茅ヶ崎地区内
防災リーダー フォローアップ研修	9月	未定
市民集会	9月 6日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
地区防災訓練	10月25日（土）	梅田小学校
視察研修	12月 1日（月）	未定
市議会議員意見交換会	12月20日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
防災リーダーとの懇談会 （情報交換）	2月	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会	3月 14日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
広報紙「まちぢ茅ヶ崎」 発行	年2～3回	
研修会	未定	未定

＊ 上記事業の詳細については役員会・運営委員会等で検討し実施する。また、新型コロナウイルス感染状況の推移が見通せない中、事業計画は会議での協議によりその実施時期、内容ともに臨機応変に変更するものとする。

4 事業の実施に向けた検討

地域課題の把握に努める。また、市民集会等で採り上げてきた生活環境の改善や自転車・交通安全等に関する地域課題を解決できるよう、事業の実施を検討する。

令和 7年度 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 収支予算書

(令和 7 年4月1日～令和 8 年3月31日)

収入の部

(単位：円)

項 目	令和6年度決算	令和7年度予算	内 訳
前年度繰越金	374, 682	347, 771	現金 10, 035 預金 337, 736
自治会分担金	202, 100	201, 300	内 防災訓練分 69, 500
市補助金（市民自治推進課）	250, 000	250, 000	認定コミュニティ助成金（運営等助成金）
	600, 000	600, 000	認定コミュニティ特別助成金 （スポーツフェスティバル）
市補助金（防災対策課）	122, 000	122, 000	地区防災訓練補助金
受取利息	377	129	預金利息
	1, 549, 159	1, 521, 200	

支出の部

項 目		令和6年度決算	令和7年度予算	内 訳
運 営 費	会議費	90, 606	120, 000	お茶代（防災部会含む）、運営委員会新年会（食事代）
	会費	31, 000	50, 000	まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	0	100, 000	広報紙「まちぢ茅ヶ崎」2～3回発行
	一斉美化清掃費	0	0	事務費に含む（回覧書類等）
	市民集会費	3, 732	10, 000	お茶代、啓発品代
	協賛費	0	0	協賛先未定
	地区防災訓練費	206, 800	200, 000	軍手、啓発品、他
	認定コミュニティ事業費	559, 937	600, 000	スポーツフェスティバル
	市議会議員意見交換会費	0	40, 000	お茶代、懇親会（会費制）
	視察研修費 ・ 研修会費	143, 770	150, 000	バス代、駐車料金、昼食代、他
	近隣地区情報交換会費	0	30, 000	お茶代、懇親会（会費制）
	事務費	38, 760	60, 000	書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代、他
	消耗備品費	86, 720	100, 000	プリンター用インク代、事務機器、他
	雑費	0	2, 000	振込手数料、他
	小 計		1, 161, 325	1, 462, 000
認定コミュニティ特別助成金一部返金	40, 063	0	スポーツフェスティバル関係	
予備費	0	59, 200		
小 計		40, 063	59, 200	
次年度繰越金		347, 771	0	
合 計		1, 549, 159	1, 521, 200	

特定事業の概要（茅ヶ崎地区・茅ヶ崎地区体育祭事業）

茅ヶ崎地区では、梅田地区体育振興会主催による梅田地区体育祭を開催してきたが、近年では会場運営スタッフの高齢化や人員不足等の課題があり、今後、担い手が見つからない場合は、事業の継続が難しい状況に陥っている。また、梅田地区体育振興会が主催しているため、参加者は梅田学区の住民が中心であり茅ヶ崎地区内の他学区（円蔵学区、松林学区）の住民の参加が乏しい。

本協議会では、茅ヶ崎地区住民が一堂に会して交流できる事業として「茅ヶ崎地区体育祭」を実施し、幅広い住民相互のコミュニケーションを図るとともに、事業を通じて協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。

（１）事業の概要

- イベント内容を午前と午後に分け、午前中は子供のスポーツ体験会、午後は全世代を対象とした協議を多数用意。
- 茅ヶ崎地区全域に開催案内を周知し広く参加者を募りながら、協議会で実施内容を検討する。周知方法はチラシや回覧、ホームページへの掲載を予定している。
- 会場は梅田小学校校庭とし、必要な物品は、梅田地区体育振興会所有の物品を最大限活用する。
- 会場における協議会活動の周知として、のぼり旗の設置、広報紙等の配布を行う。
- 運営を通じた世代間交流を図り、担い手の発掘につなげるため、梅田小学校及び梅田中学校生徒の協力依頼を予定している。
- 事業実施後は、協議会で振り返りを行い、次年度に向けた課題や展望について話し合う。

（２）事業のねらい

- ・協議会主催で当事業を実施することにより、より多くの住民に地域活動に興味を持ってもらうことや、まちづくりへの参画のきっかけとなることを期待する。また、住民相互のコミュニケーションを図り、協議会の活動を周知することで新たな担い手の創出につなげる。
- ・協議会を構成する各団体が主体的に参画し発展性及び継続性を持った企画運営体制を構築することにより、梅田学区と他学区の連携等、様々な効果の広がりが期待できる。

（３）令和６年度実績

梅田学区だけではなく、他学区（円蔵学区、松林学区）の諸団体が、企画段階から主体的に参画することで、円滑な企画運営体制を築くことができた。当日は、～により思っていたよりも参加者は少なかったが、今までにないイベントを実施したことにより、例年以上の盛り上がりとなった。

また、補助金により購入した各種物品については、本事業以外の地区内のイベントに積極的に活用していき、地域交流の一助としていきたい。

特定事業実施報告書（茅ヶ崎地区・茅ヶ崎地区体育祭事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	茅ヶ崎地区住民が一堂に会して交流できる事業として「茅ヶ崎地区体育祭」を実施した。		
	活動期間	令和6年4月1日～令和6年11月30日		
	実施体制	茅ヶ崎地区まちぢから協議会	周知方法	回覧、掲示板、全世帯にチラシ配布、地区内の小中学校・公共施設へチラシ配布、協議会ホームページ
	参加者数	合計約 350 人 (子ども・保護者等:280 人、 スタッフ : 70 人)	実施日	令和6年10月20日(日) 10時～16時
事業の目的や効果は達成できましたか		・茅ヶ崎地区まちぢから協議会主催で事業を実施することで、より多くの住民同士のコミュニケーションが生まれ、新たな担い手につながる関係性の構築ができたと感じる。 ・茅ヶ崎地区まちぢから協議会の構成員である梅田地区体育振興会、青少年育成推進協議会や子ども会連合会等の団体が企画段階から主体的に参画することで、梅田学区と他学区（円蔵学区、松林学区）の連携等、円滑な企画運営体制を築くことができた。		
事業を計画的に実施することができましたか		概ね計画どおり実施することができた。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		一部助成金の返還が発生したが、予算の範囲内で実施することができた。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		事業開始前に、茅ヶ崎地区まちぢから協議会運営委員会等で意見を募った。これまでは梅田地区体育振興会が主催していたため、事業計画や実施内容に関する協議を当振興会員のみで行っていたが、茅ヶ崎地区まちぢから協議会が主催となり、当協議会の運営委員会等で意見を募ることで、青少年育成推進協議会や子ども会連合会等の団体や梅田学区以外（松林学区、円蔵学区）の住民が所属する自治会の意見を取り入れることができた。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		茅ヶ崎地区まちぢから協議会委員が会場設営や片付け、審判等を担うことで、参加者と積極的にコミュニケーションを取り、楽しく活動できたと感じる。 例年、梅田中学校が会場だったが、グラウンド改修工事のため借用することができず、今年度は梅田小学校が会場となった。そのため、競技スペースや参加者の出入口、物品の搬入通路などの状況がこれまでと異なっていたが、事前に運営スタッフ同士で情報共有や役割分担を話し合ったことで、当日大きな混乱はなく、充実感をもって活動できたと考える。		

事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	事業の企画・運営を通じて、スタッフ同士のコミュニケーションが育まれ、新たな担い手につながる関係性が構築されたと考える。 また、運営スタッフ以外の一般参加者も準備や片付けに協力的で、参加者とスタッフ同士のコミュニケーションも育まれたと感じる。
課題と今後の展望について	・当地区はマンション自治会が多く、1年で自治会長が代わるケースが少なくないため、今回の運営で育まれたスタッフ同士のつながりや培った経験を来年度以降も生かせるよう、今後も定期的に意見交換を行っていきたいと考える。また、自治会長が代わる場合は、新自治会長への引き継ぎ等を円滑に行えるよう、まちぢから協議会としてサポートしていきたい。 ・茅ヶ崎地区まちぢから協議会を通じて広く事業を周知し、他学区（円蔵学区、松林学区）の住民の参加を促した。しかしながら、見込みより他学区の住民の参加者が少なかったため、来年度以降も着実に周知・啓発を行うことで、他学区の参加者数も増やしていきたいと考える。 ・当助成金で購入した物品等について、可能な限り来年度以降も活用することで継続的に事業を実施していきたいと考える。また、協賛金や参加団体からの負担金など、自主財源の確保についても引き続き検討していきたい。

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	600,000	600,000	認定コミュニティ特定事業助成金 (返納額：40,063円)
計	600,000	600,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
消耗品費	491,000	482,426	・参加賞：96,035 円 (サランラップ(12,360 円)、バスタオル等(63,202 円)、お菓子(6,480 円、13,993 円)) ・スタッフ用弁当代：57,050 円(70 人分) ・競技種目用品：323,207 円 (テーブル 5 台(34,556 円)、ストラックアウト 2 台(124,717 円)、スピードガン 2 台(59,454 円)、三脚 2 台(3,846 円)、はちまき 200 本(34,000 円)、ソフトバレーボール 2 個(2,283 円)・ペタンク 2 個(44,930 円)、ワンバウンドバレーボール(3,870 円)、コードリール(6,800 円、5,480 円)、ゴールテープ(1,320 円、1,951 円)) ・事務用品：6,134円 (養生テープ等(2,434 円)、マッキー(3,700 円))
印刷製本費	55,000	31,861	回覧チラシ18,400円(7,500部)、プログラム4,510円(500部)、資料印刷代(3,742円、3,318円、1,891円)
委託料	50,000	45,650	看護師派遣 (看護セット、交通費含む)
予備費	4,000	0	
市へ返納	0	40,063	
計	600,000	600,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。



茅ヶ崎地区 スポーツフェスティバル

子ども大会（梅田学区青少年育成推進協議会）共催

2024年10月20日（日）開催
梅田小学校 校庭

① 午前の部（子ども大会参加者対象）10:00開始

各種スポーツ体験会 ※子ども大会の申込方法は裏面参照。

（野球・バスケットボール・サッカー等を予定）

② 午後の部（茅ヶ崎地区在住者対象）13:00開始

チーム対抗競技&個人種目競技

- ・ 大縄跳び（チーム対抗）
- ・ 綱引き（チーム対抗）
- ・ 玉入れ（チーム対抗）
- ・ みんな仲良く（小学生未満対象）
- ・ 50m走（学年・年代別）

- 例年開催しています体育祭からスポーツフェスティバルに変更しています
- チーム対抗競技は、お住まいの自治会にて取り纏めをしています
- 雨天中止となりますが、雨天時は梅田小学校体育館にて茅ヶ崎市が推進しているニュースポーツを紹介・体験会を開催します（体験には安全のため、室内履きが必要です）



スポーツフェスティバル
参加申込用QRコード



スポーツフェスティバル午後の部に参加される方は事前の申し込みをお願いします。 QRコードから申込フォームにアクセスいただき、参加申込をお願いします。QRコードからの申し込みが難しい場合は、お住まいの自治会にご相談ください。
申し込み期間は、 9月1日から9月27日です。

メール：umeda.taiikusinnkoukai@gmail.com

茅ヶ崎地区まちぢから協議会・梅田地区体育振興会